

# 産業建設委員会視察報告書



(市原市農政センター前にて)

平成 30 年 10 月

# 産業建設委員会視察報告書

## 目次

<b>I 視察報告概要</b> .....	<b>4</b>
1 視察日 .....	4
2 視察先 .....	4
3 視察の目的 .....	4
4 視察参加者 .....	4
5 視察研修の概要 .....	4
<b>II 大多喜町での視察内容</b> .....	<b>5</b>
有害鳥獣解体施設の運営（千葉県夷隅郡大多喜町）について .....	5
1 千葉県夷隅郡大多喜町の概要 .....	5
2 都市農村交流施設について .....	5
3 都市農村交流施設における イノシシの処理状況 .....	5
4 都市農村交流施設の稼働による現状・課題など .....	6
5 大多喜町でのイノシシの捕獲及び処理実績 .....	6
大多喜町での質疑応答 .....	7
<b>III 市原市での視察内容</b> .....	<b>8</b>
野生鳥獣による被害と対策について（千葉県市原市）について .....	8
1 千葉県市原市の概要 .....	8

<b>2 市原市の有害鳥獣対策の特徴について</b> .....	8
<b>3 市原市の有害鳥獣対策について</b> .....	8
(1) 市原市の有害獣被害の推移について .....	8
(2) 市原市の有害鳥獣による農産物被害 額の推移について .....	8
(3) 市原市の被害対策の考え方 .....	9
(4) 防護柵設置事業について .....	9
(5) 被害対策の担い手不足について .....	9
(6) 被害対策の主体について .....	9
(7) 町会対策における「捕獲」とは .....	10
(8) 町会対策の理想像 .....	10
(9) 市原市の捕獲支援策 .....	10
(10) 町会捕獲実施状況 .....	10
(11) 有害獣捕獲頭数の推移 .....	10
<b>4 市原市の新たな取り組みについて</b> .....	11
(1) 有害獣対策アドバイザー委託 .....	11
(2) 意見交換会の開催 .....	11
(3) 鳥獣被害対策実施隊（鳥獣対策サポーター）の任命 .....	11
<b>5 市原市の今後の課題について</b> .....	11
<b>市原市での質疑応答</b> .....	12
<b>III 委員の感想等 ～ 視察を終えて ～</b> .....	13

# I 視察報告概要

## 1 視察日

平成30年10月17日（水）

## 2 視察先

千葉県夷隅郡大多喜町  
（道の駅 たけゆらの里）  
千葉縣市原市（農業センター）



（大多喜町道の駅 たけゆらの里）

## 3 視察の目的

イノシシなどの有害鳥獣対策について、他市の鳥獣被害対策事例を調査



（本市で捕獲されたイノシシ）

## 4 視察参加者

委員長	小座野 定 信
副委員長	佐 藤 文 雄
委員	矢 口 龍 人
委員	加 固 豊 治
委員	来 栖 丈 治
同行	鈴 木 義 明（都市産業部長）
同行	仲 戸 禎 雄（農林水産課長）
随 行	青 山 哲 士（議会事務局主任）

## 5 視察研修の概要

千葉県夷隅郡大多喜町では有害鳥獣解体施設の運営について視察研修を行い、千葉縣市原市では野生鳥獣による被害と対策についての視察研修を行った。

## II 大多喜町での視察内容

### 有害鳥獣解体施設の運営（千葉県夷隅郡大多喜町）について

#### 1 千葉県夷隅郡大多喜町の概要

- (1) 人口 9, 3 2 3 人（平成30年4月1日現在）
- (2) 世帯数 3, 8 1 0 世帯
- (3) 面積 1 2 9. 8 7 K m<sup>2</sup>
- (4) 産業 水稲を中心とした農業

#### 2 都市農村交流施設について

有害獣駆除により捕獲された野生獣の肉を有効に活用した地域活性化施策が求められている中、屠畜場で処理できない野生獣専用の解体処理施設を建設し、紅葉で有名な養老溪谷の旅館宿泊客への食材、道の駅たけゆらの里おおたきで販売し観光旅行者、都市住民との交流を図り、地域の活性化を図る目的で平成18年に建設された。

水質汚濁防止法の関係上隣接のたけゆらの里おおたきの排水処理施設を利用することが設置場所の選定理由となった。



(千葉県夷隅郡大多喜町)

#### 3 都市農村交流施設におけるイノシシの処理状況

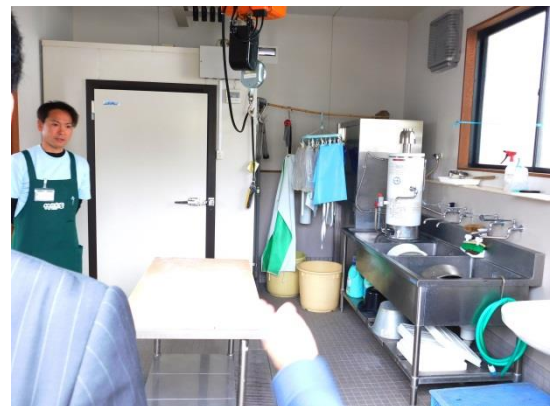
捕獲場所別（平成29年3月末現在）

捕獲場所	頭数
大多喜町	79頭
市原市	8頭
茂原市	8頭
御宿町	2頭
一宮町	3頭

(食品衛生法の関係上、止めさし後30分で施設に運ぶ必要がある)



(大多喜町 都市農村交流施設)



(都市農村交流施設内部)

#### 4 都市農村交流施設の稼働による現状・課題など

- (1) イノシシの安定的な供給ができない
  - ・野生のため定期的な確保が出来ない。
  - ・本当によい肉は猟師が自分で確保し、食べてしまう。
- (2) 解体処理技術者の確保・育成
  - ・現状は解体歴50年に渡る解体従事者がおり、農林水産省の職員が関心を持ち、県の講師ができるほどの人材が1人いるが、現在70歳を越す高齢であり、若手を2人育てているところである。
- (3) 解体処理従事者がイノシシの病気（体や肉の異変）に詳しくないと安全性に問題が出るため専門的な知識が必要となる。
- (4) 出荷検査方針・品質管理による職員の負担増（立会い・放射能検査）
- (5) イノシシ肉の需要拡大と農作物被害のジレンマがある。
- (6) 捕獲者が解体することによる衛生上の認識の向上につながった。
  - ・以前は捕獲したイノシシを自家消費する際の衛生認識が非常に乏しかったが、都市農村交流施設の設置と食肉の販売に伴う保健所等の指導により安全性の確保についての共通認識を得ることが出来た。



(丁寧な説明をする大多喜町産業振興課 小高課長補佐)



(解体施設の説明をする解体従事者)

#### 5 大多喜町でのイノシシの捕獲及び処理実績

年度	町内捕獲頭数	処理頭数	大多喜町内 処理頭数	大多喜町外 処理頭数
H24	1,045	47	46	1
H25	570	83	69	14
H26	859	112	88	24
H27	1,032	121	80	41
H28	1,431	163	131	32
H29	656	116	79	37



## 大多喜町での質疑応答

---

**Q わな等の補助については大多喜町ではどのようにしているのですか**

A わなについては猟友会が見回っている状況です。県からの補助金を活用し、猟友会にわなの貸し出しを行っています。

また、わな免許を取得された方には補助金があります。

**Q 猟友会に対する補助と言うのは個人に対してでしょうか、団体に対してでしょうか**

A 団体に対して行っております。猟友会は現在51名のうち猟銃所持者が21名おります。捕獲に参加された方には別に日当を支払っております。

**Q 年によって捕獲頭数にばらつきがあるようですが、食肉に加工して販売するにあたって商売としては大丈夫でしょうか**

A 昨年度も千葉県全体で捕獲頭数が減少したところですが、なぜ減少したのかはわからないところです。やはり、経営上の課題となっているところではあります。

**Q 有害鳥獣による農作物の被害は大多喜町では出ていますか**

A 傾向として減少はしておりますが、被害により農家をやめてしまった方もおられます。最近ではイノシシの農作物被害のみならずサルの被害の問い合わせも多くあります。

**Q 大多喜町ではサルは捕獲して大丈夫なのですか、法律で規制されていませんか**

A 許可を取っているので大丈夫です。他にもアライグマ、ハクビシン、キョン、シカなども捕獲対象となります。

**Q ライフルの免許取得に補助制度はあるのですか**

A 大多喜町では特にありません。

**Q 猟友会から町に要望などの声はありますか**

A わな見回りなどの委託料を上げてほしいなどの声はよく耳にします。

**Q 猟友会が捕獲を定期的に行っているのですか**

A 基本的には年3回行っておりますが、通報があった際は猟友会として捕獲を行います。

**Q わな猟も定期的に行っているのですか**

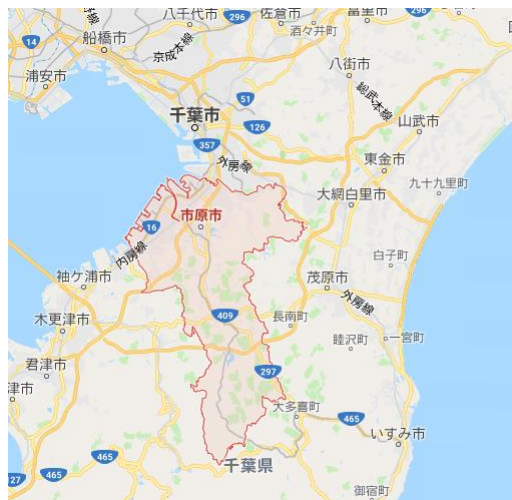
A わな猟は通年で行っております。

### III 市原市での視察内容

#### 野生鳥獣による被害と対策について（千葉県市原市）について

##### 1 千葉県市原市の概要

- (1) 人口 277,039人（平成30年4月1日現在）
- (2) 世帯数 125,356世帯
- (3) 面積 368.17Km<sup>2</sup>
- (4) 産業 工業（臨海部）  
農業（北東部、中南部）



(千葉県市原市)

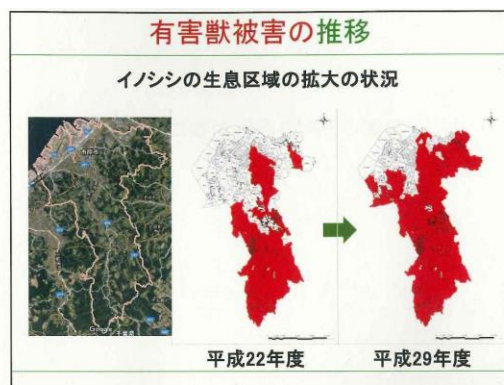
##### 2 市原市の有害鳥獣対策の特徴について

市原市では有害鳥獣対策の主役を行政ではなく、各集落の住民で組織する町会を中心に、その地域に適した捕獲や防護、環境整備を行い被害防止対策に取り組んでいる。行政は各地域で組織する鳥獣被害防止実施隊に助言・指導を行っている。鳥獣被害防止実施隊は地域と行政の橋渡しを行う役割も担っている。

また、行政は有害鳥獣対策協議会や猟友会に物的、資金的な支援を行い自助・共助・公助の体制を整えている。

##### 3 市原市の有害鳥獣対策について

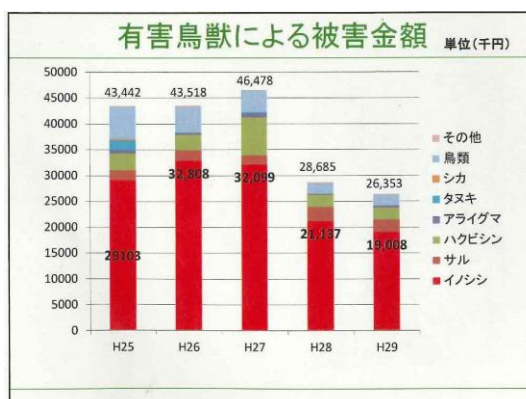
- (1) 市原市の有害鳥獣被害の推移について
  - ・市原市では山間部にイノシシが出没していたが、生息区域の拡大に伴い、近年は住宅地区を除くほぼ全域に出没するようになった。



(市原市のイノシシ生息区域拡大の状況)

- (2) 市原市の有害鳥獣による農産物被害額の推移について

- ・平成28年度、平成29年度の被害額の減少は、地域ぐるみでの有害鳥獣対策の結果と思われる。
- ・しかしながら、有害鳥獣の被害をきっかけに農業をやめたケースが多数あり、まだまだ対策は必要。



(市原市の有害鳥獣による被害金額の推移)



(3) 市原市の被害対策の考え方

- ・ 捕獲、防護、環境整備を一体として実施していくことを推奨している。
- ・ 捕獲によって個体数を減少することも大事なことだが、うまくできないこともある。電気柵や、農地周辺の藪の刈払い、放置果樹の撤去などイノシシの出没しにくい環境づくりを整える。

(4) 防護柵設置事業について

- ・ 国と県の制度を利用し、整備を進めていたが、平成25年度から県の制度廃止により、市原市では市独自の補助制度を開始した。平成29年度は41,617mの補助を実施している。

防護柵設置事業			
	単位(m)		
			
	電気柵	ワイヤーメッシュ柵	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置距離	59,972	101,670	41,617
累積距離	283,988	385,658	423,507

※国と県の制度を利用し、整備を進め、累積距離は385km  
平成25年度から県の制度廃止により、市独自の制度を開始

(市原市の防護柵設置事業)

(5) 被害対策の担い手不足について

- ・ 近年、全国的な傾向として、猟友会の会員数の減少や高齢化、農村集落の過疎化や高齢化が進み、鳥獣被害対策の担い手も減少が進んでいる。
- ・ 市原市でも猟友会の会員数が平成21年には201人であったものが平成29年には133人まで減少した。
- ・ このため、市原市では猟友会が中心となる捕獲活動から地域が捕獲活動を行うことに重点が移行していった。

(6) 被害対策の主体について

- ・ そもそも野生鳥獣のイノシシは持ち主のいない無主物という扱いになり、被害があっても請求先がないことから、風水害などの自然災害のひとつとして位置付け、その対策方法も災害対策における自助、共助、公助の考え方を準用している。
- ・ 自助については個々の農地の防護や作物残渣を放置しないという個人が主体となる取り組み
- ・ 共助については個人で行うことが難しい有害獣の捕獲や大規模防護柵の整備など町会による地域ぐるみが主体となる取り組みを共助と位置付け
- ・ 公助については、行政が各種補助金の制度や講習会など、資金面、情報面でのバックアップを行う。
- ・ 町会捕獲のメリット
  - 出没・被害情報をリアルタイムで把握することが出来ることによってスピーディーな対応が可能。
  - 集落全体で行うことによって、負担を分散できる。日々のわなのえさやりや、見回り、わなの購入などの負担軽減につながる。また、捕獲に対するモチベーションの維持にもつながっている。
  - 捕獲を集落における年中行事とすることで集落の活性化につながる。

(7) 町会対策における「捕獲」とは

- ・捕獲において免許が必要となるのは、わなのセット、銃器を使用する止めさしとなるが、箱わなの制作・設置や、わなに使うえさの管理、捕獲個体の処理などは免許がなくてもでき、町会で行うことによって負担の分散ができる。

(8) 町会対策の理想像

- ・市原市では町会の総意に基づく獣害対策を推奨している。個人での獣害対策を行うと、負担がその特定個人に集まり、個人が辞めた時点で対策が途切れることとなる。
- ・地域ぐるみとしての活動を長続きさせるコツとして、特定の人物に責任を負わせない、農家だけの問題にさせない、捕獲に特化させないことがポイントとなる。

(9) 市原市の捕獲支援策

- ・市原市では猟友会と町会での捕獲活動を並行的に行っている。町会での活動がないところや緊急的なものは猟友会が捕獲活動を行っている。
- ・市からの補助は町会に対するものとなる。
- ・狩猟免許取得補助金、檻罟購入費補助金、捕獲交付金を市から補助している。
- ・また、捕獲作業に対するケガなどへの保険を市で加入、箱わなの貸し出し、捕獲個体のごみ焼却施設への搬入を無料化している（ただし50cm以下に細断するなどの条件あり）
- ・イノシシの止めさしを猟友会で代行している。

(10) 町会捕獲実施状況

- ・平成21年度では捕獲作業を行う町会が17であったものが、平成29年度には100町会を越え、まだ増えている状況にある。市原市には522の町会があり、100町会と言う数字は、イノシシが出没している地域の半分から3分の1程度である。

(11) 有害獣捕獲頭数の推移

- ・町会での捕獲活動の活発化に合わせて捕獲頭数も増加している状況にある。平成29年度の減少は果樹が豊作だったことが影響していると分析している。

## 4 市原市の新たな取り組みについて

### (1) 有害獣対策アドバイザー委託

- ・平成27年度に専門家とアドバイザー委託契約を締結し、その中で市原市イノシシ被害対策計画を策定し、地区ごとに必要な対策を策定した。

### (2) 意見交換会の開催

- ・旧村単位で情報交換会を開催し、町会の課題や捕獲のコツなどの情報交換を行っている。



(有害獣対策意見交換会の様子)

### (3) 鳥獣被害対策実施隊（鳥獣対策サポーター）の任命

- ・長く鳥獣被害対策に従事している経験豊富な民間隊員を任命し、現在10名の民間隊員が任命されている。
- ・町会ぐるみでの獣害対策の支援（相談など）や、行政と町会の橋渡しを行い情報の共有、また町会に対しても市や県の施策について説明を行う。

## 5 市原市の今後の課題について

1. 過疎地域における担い手不足
2. わなに慣れてしまった個体の増加
3. 団地での町会対策
  - ・山に接している団地の家庭菜園なども被害にあっている。地域的なつながりも薄い。今後鳥獣対策サポーターを通じて活動に参加してもらいたいが、なかなか難しい
4. 捕獲頭数の増加に伴う処理問題
  - ・自身で処理する場合は穴を深く掘らなければならないが、作業が大変だ
  - ・ごみ処理施設に運ぶにしても分解しなくてはならない

## 市原市での質疑応答

**Q 有害鳥獣アドバイザーはどのようなところと委託契約したのですか**

A 平成27年度から合同会社エーマックの浅田正彦先生と契約し、行政に対する助言、提言をいただいています。市原市の被害状況など、地理情報分析による対策の分析を行っていただいています。

**Q 昔から地域ぐるみの対策を行っていたのですか**

A 南の山間部の方は元タイノシシが出ていましたが、猟友会が市の北部から南部に来るまでに時間がかかってしまうということで、自分たちで対策をしなくては行けないと立ち上がった方がおりました。その活動が波及していき、平成27年度は先ほどのアドバイザー委託によって得られた客観的な情報を基に対策を進めております。

**Q 昔から地域ぐるみの対策を行っていたのですか**

A 南の山間部の方は元タイノシシが出ていましたが、猟友会が市の北部から南部に来るまでに時間がかかってしまうということで、自分たちで対策をしなくては行けないと立ち上がった方がおりました。その活動が波及していき、平成27年度は先ほどのアドバイザー委託によって得られた客観的な情報を基に対策を進めております。

**Q 有害鳥獣サポーターは、行政としてはどのような存在になるのでしょうか**

A 非常勤の準公務員扱いとなっており、日当4,000円、費用弁償300円支払っております。地域の状況や要望を集めて行政に届けていただいております。

**Q 捕獲1頭あたりに市から補助金を支出しているのですか**

A 実際は国の交付金を使って、市の財源は使用していないところです。

**Q 有害鳥獣アドバイザーに委託している内容はどのような事でしょうか、また財源は特別ありますか**

A 調査分析や、講演会、人材育成を主に行っていただいております。半分は地方創生の交付金を使い、半分は市の持ち出しです。



(市原市農業センターで研修する委員)

**Q 猟友会の平均年齢はどのような状況でしょうか**

A 70台の方が多く、年々上がっている状況です。

### Ⅲ 委員の感想等 ～ 視察を終えて ～

- ・ 鳥獣被害対策にあたる猟友会の重要性を改めて感じた。イノシシの被害はもはや山間区域のみならず市街地にまで及んでいるが、まずは、発生元となる山間区域の駆除を進める必要があると感じた。
- ・ 農家や猟友会の高齢化、人材不足はどこでも問題となっていると思うが、市原市の「農家だけではなく地域の問題としてとらえて町会で取り組む」という考え方が素晴らしいと感じた。
- ・ イノシシの被害は全国的に発生しているものの、本市との取り組みの違いが分かり大変参考になった。他市の事例も本市の対策にうまく組み込んでいただければと思う。



(左から市原市発行の鳥獣被害対策町会対策虎の巻、千葉県野生鳥獣対策本部発行の鳥獣害の手引き、千葉県野生鳥獣対策本部発行の千葉県イノシシ対策マニュアル)